

令和5年度知多市立幼稚園預かり保育のご案内

幼児の健全な心身の発達を図るとともに、保護者の子育てを支援することを目的として、教育時間終了後及び夏季休業日に預かり保育を実施します。

◆ 実施幼稚園

幼稚園名	1日の定員
梅が丘幼稚園	40人

※定員を超えるときや、保育体制上受入れができないときは、希望する日に利用できない場合があります。

◆ 利用できる幼児

在園児で、保護者のいずれもが次のいずれかに該当することにより、預かり保育を必要とする幼児。

- (1) 就労していること。
- (2) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (4) 親族を介護し、又は看護していること。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (6) 在学していること。
- (7) 職業訓練を受けていること。
- (8) 求職活動を行っていること。
- (9) ボランティア活動を行っていること。
- (10) 学校行事、地域行事、冠婚葬祭等に出席すること。

※過年度分の預かり利用料の未納がある場合は、上記に該当する場合でも原則利用できません。

※妊娠中又は出産の場合は、出産又は出産予定月及びその前後2か月の範囲内での利用です。

ただし、出産予定で申込みの場合、出産後については出産月及びその後2か月の範囲内での利用となります。

※求職活動の場合は、活動日を利用日とし、利用期間は3か月以内です。

◆ 実施日時

預かり保育の種類	実施日	実施時間（最長）
通常預かり保育	教育課程に係る教育を行う日（以下の「実施しない日」を除く。）	教育課程に係る教育時間終了後（原則午後2時）から午後4時まで
夏季休業日預かり保育	夏季休業日（以下の「実施しない日」を除く。）	午前8時40分から午後4時まで

※実施しない日

土曜日、日曜日、祝日、代休日、学年始休業日（4月1日から始業式の前日まで）、夏季休業期間の登園日、お盆期間、冬季休業日、学年末休業日、入園式、卒園式、始業式、終業式、修了式、家庭訪問（4月）、個人懇談会（7月及び12月）、幼稚園研究会、主事訪問、生活発表会、運動会、保護者学級、親子バス遠足、夕涼み会、5歳児の卒園式後、慣らし保育期間、その他園で指定する日

※昼食には弁当をご持参ください。

※午後3時頃におやつを提供します。食物アレルギーなどで食べられないものがある場合は、園にご相談ください。

※やむを得ない理由により、実施日時を変更し、又は休止する場合があります。

◆ 申込み受付及び利用日の調整

(1) 申込受付

- ・ 申込場所：梅が丘幼稚園
 - ・ 申込期間：利用希望日の前月 1 日から 20 日まで（土・日曜日、祝日除く。）
- ※緊急の場合は園にお問い合わせください。
- ・ 必要書類（預かり保育を必要とする証明書は、母の分（父子家庭の場合は父の分）が必要）

①知多市立幼稚園預かり保育申込書（通常・夏季）

②預かり保育を必要とする証明書

必要事由	証明書等
就労（1日4時間以上）	『就労証明書』 ※ 自営中心者の方は『確定申告書の写し等』も必要
妊娠・出産	『母子手帳の写し』又は『出産（予定）証明書』
疾病、看護・介護	『医師の診断書』及び『申立書』
就学・職業訓練	『在学証明書』『時間割表』など
求職活動・ボランティア活動	活動時間、内容等が記載された書類
その他（学校行事、地域行事、冠婚葬祭等）	活動時間、内容等が記載された書類

※求職活動又はボランティア活動で利用される場合は、活動の報告書を後日園に提出していただきます。

(2) 利用日の調整

実際に利用を希望する日を梅が丘幼稚園で調整してください。また、キャンセルは当日午前9時までに梅が丘幼稚園にご連絡ください。（夏季休業日預かり保育は、前日まで、又は当日の8時30分に梅が丘幼稚園にご連絡ください。）

◆ 預かり保育料

預かり保育の種類		預かり保育料 (日額)
通常預かり保育 (教育課程に係る教育時間終了後(原則午後2時)から午後4時まで)		400円
夏季休業日預かり保育	午前8時40分から午後0時30分まで	550円
	午後0時30分から午後4時まで	550円
	午前8時40分から午後4時まで	1,100円

※利用する時間にかかわらず、上記区分の料金がかかります。

※生活保護法による被保護世帯の幼児の預かり保育料は無料です。

※当該月利用分の預かり保育料を、市が発行する納付書にてお支払いいただきます。

◆ 幼児教育・保育の無償化について

- ・ 預かり保育料が無償化の対象となるには、事前に保育認定を受ける（認可保育所の入所要件と同等の条件を満たす）必要があります。
- ・ 認定希望月（利用月）の前月20日まで（土曜、日曜及び祝日除く）に、「子育てのための施設等利用給付認定申請書」及び父母の保育を必要とする事由を証明する証明書を梅が丘幼稚園へご提出ください。詳しくは、別紙「子育てのための施設等利用給付認定についてのご案内」をご覧ください。
- ・ 無償化の対象となる場合も預かり保育料は一度お支払いいただきますが、必要書類等をご提出いただくことで返還いたします。

◆ 問い合わせ先

梅が丘幼稚園